⑷　第１次試験合格者発表　平成24年７月11日（水）に、受験番号及び試験地を、試験の区分「行政」については人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）、当該地域試験を所掌する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は10⑴②に掲げる。）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所、その他の試験の区分については人事院事務総局及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所における掲示又はそれぞれの場所に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

7　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験（人物試験は個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成24年７月18日（水）から８月６日（月）までの間の指定する日

⑶　試験地　別記２のとおりとする。

8　最終合格者発表　平成24年８月22日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分（地域試験の区分を含む。以下同じ。）ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　郵送又は持参による申込みの場合

①　受験申込用紙の交付　受験申込用紙は、人事院の地方事務局及び沖縄事務所において交付する。

②　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の申込先に提出すること。

申し込むことができる試験の区分は一つに限る。

なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び第１次試験の試験地の変更は認めない。ただし、第１次試験の試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

（第１次試験の試験地）	（申込先）		
札幌市	人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
盛岡市 仙台市 秋田市	人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３－２－23
習志野市 東京都 新潟市 長野市	人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１－１
静岡市 名古屋市 金沢市	人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２－５－１
京都市 大阪市 神戸市	人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１－１－60
松江市 岡山市 広島市 山口市	人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６－30
高松市 松山市	人事院四国事務局	〒760―0068	高松市松島町１－17－33
福岡市 北九州市 熊本市 鹿児島市	人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２－11－１
那覇市	人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１－15－15

③　申込受付期間　平成24年４月10日（火）から４月11日（水）まで。

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成24年４月11日（水）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

④　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

⑵　インターネットによる申込みの場合

①　受験の申込み　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）

申し込むことができる試験の区分は一つに限る。

なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び第１次試験の試験地の変更は認めない。ただし、第１次試験の試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

②　申込受付期間　平成24年４月10日（火）９時から４月19日（木）まで。

なお、申込みは、４月19日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

③　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　点字及び拡大文字による試験等

⑴　試験の区分「行政」について、視覚障害のため活字印刷文による受験ができない者には、点字による試験を行う。

点字試験の試験地は、６⑶及び別記２の１にかかわらず、札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市とする。

⑵　全ての試験の区分について、視覚障害の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する人事院への問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。

⑵　受験申込用紙等の請求を郵便により行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。

⑶　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑷　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑸　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

別記１

専門試験出題分野一覧

専門試験（多肢選択式）

（試験の区分）	（出題分野）
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法（総則及び物権）、民法（債権、親族及び相続）、ミクロ経済学、マクロ経済学、財政学・経済事情、経営学、国際関係、社会学、心理学、教育学、英語（基礎）及び英語（一般）のうち、受験者の選択する８科目